

指定管理者の指定について（練馬区立母子生活支援施設）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立母子生活支援施設の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 大洋社

(2) 所在地

東京都大田区大森南四丁目10番4号

(3) 代表者

理事長 片山 英樹

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成25年5月1日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成25年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

6月20日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

6月21日 企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）

7月9日	経営診断委託
8月16日	企画提案書受付
8月28日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月13日	平成25年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、入所者との信頼関係を築き、入所者一人ひとりの意向（意見・要望・苦情）、世帯の状況に応じたサービス提供および自立支援に向けた取組を行っている等の理由により、社会福祉法人大洋社が練馬区立母子生活支援施設を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

支払委託料の割合が低いため、自主運営能力が高い。

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が非常に優れており、長期的に安定した経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程、情報セキュリティ規程、情報取扱規程および情報公開・開示規程が整備されている。

法人の個人情報の保護に関する基本理念を個人情報保護方針として作成し、表明している。

情報管理責任者および情報管理担当者を配置し、個人情報を管理している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。

また、理事会・評議員会の構成が親族等に偏らず適正であり、定期的に開催されている。

(4) 運営実績

平成10年度から当区において当該施設の管理運営業務を受託しており、平成18年度

からは当該施設の指定管理業務および区立学童クラブ2施設の管理運営業務を受託し、各施設と連携しながら引き続き今日に至るまで管理運営している。

また、大田区においても長年継続して2か所の母子生活支援施設を運営しており、今年度からは、新たに公益事業としてファミリー・サポート・センター事業を受託するなど、母子支援事業運営において実績がある。

さらに、トラブルに対応するため、様々な課題を複合的に抱えている利用者と信頼関係を構築するよう職員の質の向上を図っている。

(5) 効率的運営・効率化への取組

職員へのコスト意識の浸透、法人組織体制整備による事務の効率化を図っている。

また、日常的に会計収支等のチェックを行っている。

(6) 受託への熱意・意欲

自立支援プログラムについて、詳細かつ具体的な提案があり、企画内容およびプレゼンテーションにおいても受託への熱意・意欲が認められる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

事故発生時には速やかに法人本部および関係機関に報告して、対応の共有化を図る仕組みを構築している。

また、毎月様々な場面を想定した防災訓練を実施し、危機管理マニュアルを継続して見直すことで、危機管理体制を整えている。

また、職員および警備員（外部委託）の夜間2人体制により、利用者の生活の安心と安定の確保に努めている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、併設施設と継続して交流会を実施し、定期的に合同防災訓練を行うなど連携を図っている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

利用者からの苦情や要望を解決する仕組みとして、利用者からの要望等解決の取組に関する実施要綱を定めている。

また、行動指針手帳において接遇について詳細な記載がされており、利用者の人権に配慮したきめ細かい対応を実践している。

(10) 職員の育成

職階別、職種別、個人別に研修計画を作成し、計画的に研修を実施することで、職員の専門性および資質の向上に努めている。

(11) 団体の理念・姿勢

団体の基本理念である「児童福祉の理念」、「児童憲章の理念」を軸にして、関係

機関と連携・協力し、地域への支援・援助を行うことで、家庭福祉の充実に向けて取り組んでいる。

また、法人の理念を実践に生かすため、この理念を事業所内に掲示するとともに、研修等で職員に対して周知を図っている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

母子生活支援施設の事業は、介護保険事業のように一般化した事業ではないため、小規模施設における職員は、広域からの採用となりやすい。このような状況において、区が示した最低配置基準である9人のうち4人が区内在住者であることは、職員の採用に当たって、区民雇用に努めた結果として評価できる。

また、物品の購入等の際は、区内事業者の活用に努めており、区が求める基準を満たしていると考えられる。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

親子支援、母親支援、児童支援、乳幼児支援、心理支援、退所後のアフターケアなど種類別にきめ細かな自立支援策を実施する提案がある。

また、法人内でのバックアップ体制を活用するとともに、関係機関との連携を推進している。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部経営課地域福祉係

電 話 03-5984-2716

FAX 03-5984-1214

指定管理者選定（社会福祉法人大洋社）の審査結果（練馬区立母子生活支援施設）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 地域に開かれた施設運営 (5) 法人本部による施設運営のバックアップ体制 (6) 併設施設との連携（併設施設がある場合は、この評価基準を加える。	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制 (2) プライバシー保護に対する意識の啓発	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	5点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	3点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 就労に関する情報の積極的な提示 (4) 生活習慣の適切な指導	10点	8点
合 計	100点	77点